

一九世紀における鉄道会社の合併に関するニューヨーク州法の展開

中 東 正 文

一九世紀における鉄道会社の合併に関するニューヨーク州法の展開（中東）

- 一 本稿の課題
- 二 現行法の概観
- 三 個別法律の誕生と普及
- 1 前史（一八五〇年まで）
- 2 個別法律の誕生（一八五〇年）
- 3 個別法律の普及（一八五一年から一八六九年まで）
- 四 一般法律への移行
- 1 一八六九年鉄道会社合併法
- 2 一八七五年法による適用範囲の拡大
- 3 一八六九年鉄道会社合併法のその後の改正
- 五 一般法律の統合
- 六 結語

一 本稿の課題

本稿は、一九世紀のニューヨーク州において、鉄道会社の合併に関する制定法がどのように展開したかを考察するものである。

なぜニューヨーク州を対象とするのか。それは、例えば一八一年に世界で最初の製造工業会社の設立に関する準則主義を樹立したことでも知られるように、ニューヨーク州は、先端的な会社法を制定してきた代表的な存在であるからである。⁽²⁾ 合併規定についても、いわゆる略式合併(*short form merger*)に関する規定を他州に先駆けて設けるなど、注目に値する点が少なくない。⁽³⁾ ニューヨーク州においては、早くも一八九〇年までに、現在の合併規定の基盤が整えられた。⁽⁴⁾ 本稿は、この過程に関心を寄せていく。

なぜ鉄道会社に焦点を当てるのか。それは、第一に、一八八〇年代に始まる合併の大波の前から、ほぼ全ての州において、鉄道会社に適用される一般的な合併法が制定されていたという点で、他の業種に先んじていたからである。⁽⁵⁾ 第二に、この点にも関係するが、アメリカの市場の拡大にあたって鉄道が大きな役割を果たしたからである。⁽⁶⁾ 規模の拡大を狙った合併の前提条件として、鉄道会社の合併による路線の延長が重要であったと言ふこともできよう。

ニューヨーク州の鉄道会社に関する合併法は、一八五〇年の個別法律(*special act*)の制定により誕生した。その後、一八六九年から一般法律への移行が進み、一八九〇年には鉄道会社に関する法律が統合されるという歴史を辿った。⁽⁷⁾ そこで、以下では、まず現行法の規定内容を概観した上で(一)、この歴史的発展に沿って、個別法律の誕生と普及(三)、一般法律への移行(四)、一般法律の統合(五)の順に取り扱っていくことにする。最後に、注目すべき点をまと

めて、本稿での考察の結語とする(六)。

(1)

この法律について詳しく述べ、伊藤紀彦「ニューヨーク州における事業会社の設立に関する準則主義の発展(一)」中京法学一二一卷一号四二頁(一九七七年)を参照。また、銀行につき設立準備主義を確立した一八三八年のいわゆる自由銀行法(Free Banking Act)については、伊藤紀彦「二ユ一・ヨーク州における事業会社の設立に関する準則主義の発展(1)」中京法学一五卷二号二二七頁(一九八一年)を参照。

(2)

伊藤紀彦教授は、早くからニューヨーク州会社法の歴史に関心をもたれ、一連の論文を公表されている。前掲注(1)のほか、伊藤紀彦「一八四〇年代におけるニューヨーク事業会社法の発展」北澤正啓先生還暦記念『現代株式会社法の課題』二八五頁(一九八六年)以下、伊藤(一八四〇年代)と引用)、同「ニューヨーク州初期事業会社法史」中京大学法學部二十周年記念論文集『現代の法と政治』一六九頁(一九八八年)(一八一一年法制定前の歴史)を述る)、同「ニューヨーク州における株主の有限責任制の変遷(一)〔二・完〕」中京法学一九卷二号八九頁(一九九四年)、三一卷二号一頁(一九九六年)(以下、伊藤(有限責任)と引用)。本稿の準備段階では、伊藤教授から多くのご教示を受けるとともに、貴重な資料を提供していただいた。心からお礼申し上げたい。

(3)

略式合併について詳しく述べ、龍田節「アメリカ法上の略式合併」民商法雑誌五九卷一号三頁(一九六八年)を参考されたい。また、拙稿「アメリカにおける締め出し合併とティクオーバー(一)」名古屋大学法政論集二三七号六九頁、八七一八九頁(一九九一年)も参考。See Fred Freedland, *Merger and Consolidation of New York Business Corporations: History of Enabling Legislation, 1776-1956*, 25 Fordham L. Rev. 672, 689-90 (1956-57).

(4) ニューヨーク州の合併規定の変遷に注目するものとして、Freedland, *supra note 3* がある。

(5) 合併規定の変遷の全体像については、Freedland, *supra note 3* を参考された。の論文に基づき全体の流れを簡潔にまとめたものとして、伊藤紀彦「アメリカにおける株式買取請求権の発生と発展」中京法学一卷一号二五七頁、一一六四頁注(2)(一九六六年)がある。

説
論
(6) ヨーメハ・J・ホーウィツ(権口範雄訳)『現代アメリカ法の歴史』109頁(成文堂、一九九六年)(Morton J. Horwitz, *The Transformation of American Law 1870-1960*, at 88 (1992))。この制定法は、鉄道の合併を株主全員一致の賛成がなくては、(もとより多数決)によつて認めていた(同右)。一九〇〇年頃の制定法の概要については、ホーウィツも注記しているように(Id. at 290 n.129)、Walter C. Noyes, *A Treatise on the Law of Intercorporate Relations* 29 n.1 (1902) のまとめが便利である。また、同書によれば、ほとんどの州で鉄道の合併に関する一般法律が設けられてゐたのに対し、その他の業種の会社の合併を授權する法律を制定してゐた州は半数に満たなかつたといわれる(Id. at 36)。

(7) See Harbert Havenkamp, *Enterprise and American Law 1836-1937*, at 241 (1991).

(8) 本稿では、個別法律という語を、特定の会社についてのみ適用される法律という意味で用いる。

(9) 本稿では、一般法律という語を、不特定の会社に適用される法律という意味で用いる。

II 現行法の概観

現在、鉄道会社の合併を規律するのは、鉄道法(Railroad Act)⁽¹⁰⁾の140条である。この規定は鉄道会社以外の会社であつても、鉄道・橋・トンネルを所有または操業する会社に対しても適用される。ただし、以下では、鉄道会社間の合併を想定して、規定内容を概観する。

鉄道法140条1項は、鉄道会社が新設合併(consolidation)と吸収合併(merger)を行なつことを認めているが、それは、当事会社の路線が合併によつて連続または接続する場合である。新たに連続または接続する路線は、現に操業されてゐなくとも、建設が予定されればよい。また、それらは直接繋がることとは必要でなく、橋・トンネル、フェリーなどによつて架橋されればよい。この規定で注目されるのは、新設合併の内実を、会社の株式(capital stock)、

営業権 (franchises) および財産を他の会社のそれらと統合する (consolidate) ことであるとする点である。このようないい記述は、一般的の事業会社に関する合併規定では見られないようであるが、鉄道会社の合併については早い段階から存在した。

合併の手続や効果については、鉄道法には規定が置かれておらず、事業会社法九編の規定を準用するという形式が採られている。手続について見ると、まず、各当事会社の取締役会が合併計画 (plan of merger or consolidation) を決定する (事業会社法九〇二一条)。そゝでは、各当事会社の株式に交付されるべき合併対価についても規定される必要があるが、存続会社もしくは新設会社の株式、社債その他の証券のほか、現金その他の対価であつてもよいとされてゐる (同条(a)項⁽¹²⁾項(3)号)。その後に、株主総会で議決権を有する全社外株式の三分の二以上の賛成が得られれば (同法九〇三条(a)項)、合併証書 (certificate of merger or consolidation) が作成される (同法九〇四条(a)項)。それが州務局 (Department of state) で綴り込まれた時 (別段の定めがある場合には、それが三〇日以内であれば、その期日) に合併の効力が生じる (同法九〇六条(a)項)。

合併が効力を生じると、存続会社または新設会社は、当事会社の権利義務関係を承継する (事業会社法九〇六条(b)項)。つまり、当事会社の全ての財産権は、特段の行為を要せず、存続会社または新設会社に帰属することになる (同項(2)号)。他方で、存続会社または新設会社は、当事会社の全ての責任、義務および罰を承継し、それらに服することになる (同項(3)号一文)。当事会社に関して係属していた訴訟手続も、合併によって中断または終結させられる」とではなく、あたかも合併がなかつたように継続し得るし、存続会社または新設会社が当事会社に代わるものである (同項(3)号三文)。

鉄道法一四〇条三項は、略式合併について定めている。すなわち、鉄道会社が他の会社の九五%以上の株式を保有

する場合には、事業会社法九〇五条が準用され、親会社の取締役会の決議のみで合併がなされ得る」とになる。

合併に反対する株主に対しても、株式買取請求権が与えられると思われるが、鉄道法の規定中にそれを明確に述べたものではなく、おそらくは事業会社法九一〇条が準用される趣旨であろう。^[14]

現行法の規定は、おおよそ以上の通りである。これらを踏まえた上で、三以下で本題に戻つて考察を進める」とにする。

(10) N.Y.R.R. Law §140 (Consol. 1995).

(11) N.Y. Bus. Corp. Law §§ 901 to 912 (Consol. 1996). 以下での内容の叙述に際しては、長浜洋一訳『ニューヨーク事業会社法』一四二頁以下(商事法務研究会、一九九〇年)の邦訳を参考にした。

(12) 通常合併についても現金を合併対価として交付することを認める改正がなされたのは、一九六一年のことのようであるが、少數株主の締め出しへの道を拡大したものとして、他の州に先立つた改正であった(See Elliott J. Weiss, *The Law of Take Out Mergers: Historical Perspective*, 56 N.Y.U. L. Rev. 624, 648 (1981))。アメリカにおける合併対価の柔軟化の歴史について詳しく述べたものとして、柴田和史「合併法理の再構成(二)～(四)——吸收合併における合併対価の検討——」法学協会雑誌一〇五巻四号四四六頁、四七〇頁以下、一〇五巻七号八九九頁以下(一九八八年)。

また、最近の動向を踏まえて議論状況を的確に整理し、今後何が検討されるべきかを鋭く分析したものとして、藤田友敬「持株会社の設立」商事法務一四三二号四頁、六一九頁(一九九六年)(「どのような状況のもとで、どのような方法による締め出しが、なぜ容認されるのか、立法論を含めた検討の必要がある(八一九頁)」)。これらの論文のほか、締め出し合併(freezeout merger)なし少数株主の締め出しに関する文献については、拙稿「閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名」中京法学三〇巻四号三九頁、四五頁注^[15]、八〇頁注^[16]を参照されたい。

See 15 Fletcher Cyclopedia of the Law of Private Corporation § 7110 (1990).

(14) まだ、敵対的企業買収に對して設けられた事業結合規制（事業会社法九二二条）も鉄道会社に準用される」となるが、實際上の意味はさほど大きくないであろう。

三 個別法律の誕生と普及

1 前史（一八五〇年まで）

既に述べたように、ニューヨーク州では一八一年に、世界で初めて製造工業会社の設立に関する準則主義が樹立された。⁽¹⁵⁾この時までに、二二六二社が個別法律によつて設立されていたが、会社の合併を授権したものはなかつたとされる。⁽¹⁶⁾また、一八一一年法にも、合併に関する規定は設けられていなかつた。⁽¹⁷⁾

その後、ニューヨーク州においては、一八四六年の憲法八条一項で、個別法律による法人の設立が原則と禁止されるとともに、一般法律による法人の設立（準則主義）が州議会に授権されることになつた。⁽¹⁸⁾この規定を履行する形で、一八四七年以降、多数の準則主義立法が制定された。⁽¹⁹⁾鉄道会社については、一八四八年と一八五〇年にそのような法律が制定されたが、いずれも合併に関する規定は設けられていなかつたようである。

同じ頃、鉄道の路線がたまたま接続した場合に、それらが統一的な支配の下に置かれることが便利であることが認識されつつあり、合併の利用が考えられるようになつてきていた。⁽²⁰⁾州によつては、個別法律によつて、合併を授権する例が見られるようになつていた。⁽²¹⁾さらに鉄道が拡大するにつれて、発起人は最初から合併を授権してもらつておくのが便利であることに気づき出したが、そのような者によつてけしかれられ、立法者はしばしば合併の権限を原始特

許状(original charter)に盛り込むようになつたとされる。⁽²⁵⁾

設立当初から合併が授権されている例として、ニューヨーク州に関するでは、一八三六年法二六二号⁽²⁶⁾が指摘される」とがある。同法一条では、この法律により設立される会社が他の鉄道会社などと、交差または結合(cross, intersect, join or unite)する」とが認められている。⁽²⁷⁾の文言から合併を行なう権限が与えられたと説かれているのであるが、単なる路線の交差または結合をこえて、会社組織の結合をも予定していたかには疑問の余地がある⁽²⁸⁾。もし合併ものが授権されたものとすれば、取締役は二つの会社の取締役が同意した条件で合併がなされることになり、協議が整わない場合には裁判所の決定に委ねることとされており、かなり特異な手続が予定されていたことになる。

2 個別法律の誕生(一八五〇年)

遅くとも一八五〇年には、合併を授権したことが明らかな法律が制定されている。本稿では、マックマスター弁護士によつて作成されたりストを手掛けりにして、ニューヨーク州において合併を授権する個別法律が生まれ普及していく様子を、規定の内容に注意しながら概観する」とにしよう。

のリストによれば、一八五〇年四月九日に二つの個別法律が制定されており、それらが合併を授権した最初の法律であつたと考えられる。ただ、同じ日に制定されながら、この二つの法律は内容面でかなり異なつていたので、以下で順次概観しておくことにしよう。

まず、一八五〇年法三三六号⁽³⁰⁾は、特定の二つの鉄道会社の新設合併(to consolidate or amalgamate themselves into a single corporation)を認めた(一条柱書)。新設合併を実行するにあたつては、両当事会社の取締役が合併契約を締結する」とが必要である。⁽¹⁾の合併契約では、①合併の条件、②合併の方法、③新設会社の商号、④新設会社の取締役の数(一

三名以内)、⑤取締役の最初の選任を行なう時間と場所、⑥新設会社の株式の数、⑦一株の額面、⑧二つの当事会社の株式を新設会社の株式に転換する方法、⑨株式の転換に同意しない当事会社の株主に対する補償の方法などが、一八五〇年の鉄道会社の設立を授權する法律に抵触しないように定められなければならない(一条一号)。ここでは、合併対価が新設会社の株式に限定されていたこと(⑧)と、反対株主の買取請求権が合併契約の一内容として定めるべきとされていたこと(⑨)が注目される。このような取締役間の合併契約は、各当事会社の株主総会に提示され、出席株主が有する株式の三分の一にあたる賛成を得られた後に、当事会社間の合併契約であると認められる(一条二号)。そして、この合併契約書の写しが州務局で綴り込まれた時に、合併の効力が発生し、当事会社が新設会社に吸収(merger)されることになる(二一条)。取締役の最初の選任がなされると、合併の効果として、両当事会社が有する全ての営業権や財産権などは、特段の行為を必要とせず当然に、新設会社に移転し帰属することになる(四条)。他方で、当事会社が負う義務や責任に関しても、本法が債権者の権利を害するものと解釈されではならず、新設会社は当事会社の義務や責任を承継するものとされた。また、当事会社に関して係属していた訴訟も、中断または終結させられることはなく、合併がなかつたかのように終局判決まで至り得るが、裁判所の命令により新設会社が当事者たる地位を承継することもできる(五条)。以上で概観したように、早くもこの段階において、現行法の基本的な枠組みが出来ていたことが注目に値しよう。

これに対して、一八五〇年法二三九号⁽³¹⁾も特定の二つの鉄道会社の新設合併を授權するが、規定の体裁や内容はかなり異なっている。この法律は、新設合併を、「当事会社の株式、財産および権利を結合し、二つの当事会社から一つの会社を作る」とあると表現している(一条)。この取引は合併当事会社の取締役会がぎりで行なうことができる、取締役会が基本定款(articles of association)を作成するが、そこでは、①新設会社の商号、②資本株式の額(amount of

capital stock)、③株式の数、④取締役の数および第一回の選任まで取締役として行動すべき者、⑤取締役の最初の選任を行なう時間と場所、⑥合併の条件が定められる。この基本定款は、州務局に綴り込まれるが、それにより合併の効力が発生することになる。合併の効力が発生すると、両当事会社が有する全ての権利は、特段の行為を必要とせず当然に、新設会社に移転し帰属する(一条)。基本定款が綴り込まれると直ちに、取締役の最初の選任のための招集通知がなされなければならないが、この通知を受けて反対の意思を表明しなければ、当事会社の株主は合併に承認したものとみなされる。反対株主は、選任の日の五日以上前に会社に書面で届け出ることを要し、その書面では株式の希望買取価格を述べなければならない(二条)。各当事会社の四分の一以上の株主が合併に反対しているにもかかわらず、会社がその希望買取価格を支払わない場合には、取締役の最初の選任は延期されなければならない。このような場合に限らず、会社が株主の希望買取価格を支払わない場合には、会社は裁判所に申し立てて、自己の費用において三人の評議人を選任してもらう必要があり、これにより買取価格が決定される(三条)。当事会社が負う義務や係属中の訴訟については、先の一八五〇年法二三六号とほとんど同じ規定が設けられている(一〇条)。

以上で見たように、両者には大きな違いがあると言えるが、その根本は後者(法二三九号)が取締役会限りで合併を行なうことができるものとしており、株主総会決議を要求していない点にあらう(反対株主に株式買取請求権は認められる)。これはなぜか。推測の域を出ないが、一つには、地方公共団体等が当事会社の株式の相当割合を所有しており、その意思が立法者に伝わっていた場合であつたためであるとも考えられる。とするならば、株主総会の決議を要求していいとはいえないといえ、それが一般的に不要であるとの判断に基づくものではないことにならう。いずれにせよ、これら二つの法律が、これ以降の立法のモデルとなつていった。

3 個別法律の普及（一八五一年から一八六九年まで）

一八五一年六月二三日に制定された法二七五号⁽³⁴⁾は、一八五〇年法二三九号を基礎として起案されたものであり、合併に関する規定はほぼ同一の表現が採られている。⁽³⁵⁾

一八五三年四月二日に制定された法七六号⁽³⁶⁾は、数社の吸收合併を同時に授權したものであるが、一八五〇年法二三六号を基礎としつつも、それを若干ながら洗練したものになっている。すなわち、合併の効力発生時と権利の承継時に齟齬があったのを統一させ、合併契約書が州務局に綴り込まれるとともに、取締役の最初の選任がなされると同時に、合併の効力が発生することとした（二条）。また、反対株主の権利に関し、一八五〇年法二三六号では合併契約書に株主に対する補償の方法として定められるだけであったのに対して、一八五三年法七六号では、一八五〇年法二三九号の第三条に倣つた規定が設けられ、株式評価の方法が明確に規定されることになった（六条）。ここに、一八五〇年法二三六号を基礎としつつも、法二三九号の優れていた部分が組み込まれることになった。この形式は、同じく一八五三年の四月一二日に制定された法二〇五号⁽³⁷⁾においても引き継がれた。

この後しばらくの間、鉄道会社の合併を授權する法律は制定されなかつたようである。久々にそれが制定されたのは、一八五八年四月六日のことであつたが、規定内容が非常に簡素化されていた。重複した内容の規定がうまく整理されたという面もあつたが、他方では、反対株主の株式買取請求権に関する規定が欠落するという問題もあつた。このように、合併規定は一八五三年に一応完成したようにも見えるが、すぐ後に少なからず揺り戻しがあつた。委細につき述べる余裕はないが、最大の特徴は、株式買取請求権に関する規定が設けられなかつた例が多かつたことである。⁽³⁸⁾

一八六五年は、鉄道会社の合併に関する立法が一般的立法に展開していく上で、一つの大きな区切りの年になつ

た。同年四月一九日制定された法六一四号⁽⁴¹⁾では、特定の会社が他の不特定の会社と新設合併を行なうことが授権されたからである。合併が許されるのは、両当事会社の路線が直接にまたは架橋により連続する場合である(一条)。新設合併を遂行するためには、第一に、当事会社の取締役によつて合同契約(joint agreement)が締結されなければならぬ。これには、①合併の条件、②合併を遂行する方法、③新設会社の商号、④取締役その他の役員の数および氏名、ならびに、最初の取締役および役員が誰であるか、⑤住所地、⑥株式の数、⑦各株式の額面の価額、⑧当事会社の資本株式(capital stock)を新設会社の資本株式に併合(connect)する方法、⑨取締役および役員が何時どのようにして選任されるか、などが記載されなければならない。合併契約は各当事会社の株主総会に付議され、全株主の三分の二以上の賛成⁽⁴²⁾が得られれば、合併決議は成立する(二条)。この合併契約書またはその写しが州務局で綴り込まれた時に、合併の効力が発生し、当事会社は一つの会社になつたとみなされる(三条)。以上の手続を終えると、合併の効果として、新設会社は当事会社の全ての権利義務関係を承継することになる。但し、債権者の権利および当事会社の財産に対する担保権は害されはならず、これらを維持するため各当事会社は存続しているものとして取り扱われ得る(四条)。合併決議に反対した株主には、株式買取請求権が与えられる(八条)。細かく見れば一八五〇年に制定された二つの法律と異なつた点も少くないが、その大枠は維持されていたと見ることができよう。翌一八六六年にも同様の法律が制定されている。⁽⁴³⁾

以上の過程を経て、不特定の会社間での合併を認める法律の制定に向けた動きが、一気に加速することになった。ニューヨーク州鉄道会社の合併に関する一般法律の制定とその発展については、項を改めて取り扱うこととしよう。

(15) 前掲注(1)参照。

Freedland, *supra* note 3, at 682.

柴田・前掲注(2)一〇五巻七号九〇五頁。

伊藤(一八四〇年代)・前掲注(2)二八八頁。」の規定が制定される経緯については、同論文の一八八一九二頁を参照。

伊藤(有限責任)・前掲注(2)三一巻一号一五一八頁。

(20) (19) (18) (17) (16)
An Act to authorize the formation of Railroad Corporations, ch. 140, 1848 N.Y. Laws 221.)の法律の第一九条六号では、「鉄道を交差または結合(cross, intersect, join and unite its railroad)」する権限が与えられているが、その趣旨は必ずしも明らかではない(後掲注(26)なし⁽²⁸⁾およひ該当の本文を参照)。

(21) An Act to authorize the formation of railroad corporations, and to regulate the same, ch. 140, 1850 N.Y. Laws 211.)の法律の第一一八条六号の規定内容に(1)、前掲注(2)参照。

(22) 一八四八年法は事实上特許主義立法であつたと説かれており、一八五〇年法の方が、一八四八年の会社法(伊藤(一八四〇年代)・前掲注(2)一九七一三〇三頁参照)と並んで、一九世紀半ばにおける最も重要な設立準則主義立法であると考えられている。以上に(1)、詳しきは、伊藤(有限責任)・前掲注(2)三一巻一号一八頁。

Comment, *Statutory Merger and Consolidation of Corporation*, 45 Yale L. J. 105, 109 (1935).

See id.

Id.

(26) (25) (24) (23) An Act to amend act entitled "An act to incorporate the Castleton and West-Stockbridge rail-road company," passed May 5th, 1834, ch. 262,

1836 N.Y. Laws 361.

Comment, *supra* note 23, at 109 n. 19.

交差または結合といふ文言には、「当事会社の取締役が賢明と考へる地點」(at any point which the directors of the said companies may think advisable)」といふ句が続けられており、単に路線の交差や結合のことを述べてゐたに過ぎないこゝへじゆ見べる。See

- Noyes, *supra* note 6, at 43 (「他の鉄道と接続または結合する権限」が授与されても、)それは路線の物理的な接続を意味するのみである。110の会社の商業権の結合あることは新設合併を授權するものではな。」。
- (29) R. Bach McMaster, *The Railroad Laws of the State of New York* 277-301 (1872). 図書は、鉄道会社による、一八二六年から一八七年までの間、ものめぐらな法律が制定されたかを羅列してゐる (Table of Railroad Charters and Local Enactments, from 1826 to 1871 inclusive)。
- (30) An Act to authorize the consolidation of the Onawanda Railroad Company and the Attica and Buffalo railroad Company into a single corporation, and prescribing the powers of such corporation, ch. 236, 1850 N.Y. Laws 465.
- (31) An Act to unite the two Railroad Companies between Syracuse and Rochester into one company, and to provide for the construction of a more direct and level Railroad between said cities, ch. 239, 1850 N.Y. Laws 471.
- (32) 株式資本 (capital stock) の意味は必ヤ一統一されしるなりもへどあり、株式を表すいふもあれば、その基礎となる資本を表すいふもあらへどある。資本とこう意味で用ひられてゐる事が明らかな例として、一八六七年法 (五九八号 (後掲注43)) 二二条の「資本株式 (capital stock) は五万ドルで構成され、各五〇ドルの 1000 の株式 (shares) に分割されるものとする」との規定がある。本稿では、両者を適宜使い区別する用語として、株式資本とそのほか記した。
- (33) よりのよへな場合も少くなかったやあらへ。後で述べる一八九〇年鉄道法 (五参照) も、地方公共団体が保有する株式の議決権の行使者につき、特別の規定を設けてゐる (七五条)。
- (34) An Act to facilitate the construction of the Lewiston Railroad, and to authorize the Buffalo and Niagara Falls Railroad company and the Lewiston railroad company to unite in one company, ch. 275, 1851 N.Y. Laws 551.
- (35))の法律は後、「一一年間効力が延長された (An Act relative to the Lewiston Railroad, ch. 46, 1853 N.Y. Laws 72)」。
- (36) An Act to authorize the consolidation of certain railroad companies, ch. 76, 1853 N.Y. Laws 110.
- (37) An Act to authorize the consolidation of the Syracuse and Binghamton and the Oswego and Syracuse Railroad Companies, ch. 205, 1853

N.Y. Law 391.

- (38) An Act to authorize the Buffalo and Pittsburgh Railroad Company to consolidate with the Buffalo and Bradford Railroad Company, ch. 102, 1858 N.Y. Law 198.

- (39) An Act authorizing the Brooklyn Central and the Brooklyn and Jamaica railroad companies to consolidate and continue their roads, ch. 460, 1860 N.Y. Laws 788(各当事会社の株式の四分の三にあたる株主の書面による同意により新設合併が着手され、株主総会で出席株主が有する株式の三分の一以上の賛成により合併契約が効力を生じる(一条)。反対株主には株式買取請求権が認められる(一条)。

料金は合併前と同一でなければならぬ(二条); An Act to consolidate the Boston, Hartford and Erie, the Boston, Hartford and Erie Extension, the Boston, Hartford and Erie Ferry Extension railroad companies, ch. 385, 1864 N.Y. Law 884(商業権および財産権の譲渡(sell and convey)について、証書が州務局に提出されたる、特段の手続を要せば法律上当然に効力が生じる(一条)。会社内部の手続や株式買取請求権に関する規定はな); An Act for the consolidation of the Buffalo and Allegany Valley Railroad Company with the Buffalo and Washington Railway Company, ch. 439, 1865 N.Y. Laws 798(取締役会の決議で吸收合併である(一条)。消滅会社に係属してたた論訟等は影響を受けない(一条)。合併当事会社の権利義務は全て存続会社に引き継がれ、新設会社はその名において訴訟等を承継し得る(二条)。株式買取請求権に関する規定はな)。

(40) 前掲注(3)参照。これがなぜであったかは、他日の分析に待つばかり。

- (41) An Act to authorize the consolidation of the Atlantic and Great Western Railroad Company in New York and the Buffalo extension of the Atlantic and Great Western Railway Company with certain other railroad companies, ch. 614, 1865 N.Y. Laws 1275.

(42) 頭数制を予定するかのような表現がとふねてゐる(two-thirds of all the stockholders)、その意図やねじりは通常の資本多数決であらうか。

- (43) An Act for the consolidation of the Buffalo and Washington Railway Company with the Susquehanna Portage Railroad Company of Pennsylvania, ch. 672, 1866 N.Y. Laws 1439. 但し、一八六五年法律に亘ることは多少異なった内容になつてゐる。主たる相違点は、

(1)合併契約の条件や方法について具体的な内容が指示されたこと、(2)株主総会の決議が出席した株主が有する株式の三分の一以上の賛成で足りるところとし、(3)係属中の訴訟は中斷または終結せずに、終局判決まで至り得るし、申立に基づき裁判所の決定で新設会社に承継されることが明記されたこと、(4)運賃の値上げの禁止が明言されたこと、(5)株式買取請求権についての規定を欠くことなどにある。

これらの法律が制定された後にも、特定の鉄道会社間の合併を認めた法律が数多く制定された。E.g., An Act for the consolidation of the Buffalo and State Line Railroad Company with the Erie and the North East Railroad Company, ch. 66, 1867 N.Y. Laws 97; An Act to authorize the consolidation of the Maspeth Avenue and Toll Bridge Company and the Williamsburgh and Newtown Railroad Company into one corporation, ch. 598, 1867 N.Y. Laws 1621; An Act to authorize the consolidation of the Buffalo and Oil Creek Cross-cut Railroad Company, in the State of New York, and the Cross-cut Railroad Company in the State of Pennsylvania, ch. 753, 1867 N.Y. Laws 1856; An Act to provide for the consolidation of the Greenpoint and Williamsburgh railroad with the Nassau railroad, of Brooklyn, ch. 576, 1868 N.Y. Laws 1193. 以上の法律のうちで、反対株主に株式買取請求権が予定されているのは、一八六七年法七五二号のみである。

四 一般法律への移行

1 一八六九年鉄道会社合併法

ニューヨーク州において鉄道会社の合併を認める一般的な法律が制定されたのは、一八六九年五月二〇日のことであつた。⁽⁴⁴⁾ 同年の鉄道会社合併法は、線路が連続する州内会社間または州内会社と州外会社との合併を、鉄道会社を特定するゝとなく認めたのである。当事会社の路線が直接繋がる場合にはもちろん、橋やフェリーによつて架橋される場合であつてもよぶ（一条）。

合併のために、当事会社の取締役が合同契約を締結しなければならない。合同契約では、①合併の条件、②合併を遂行する方法、③新設会社の商号、④新設会社の取締役その他の役員の人数および名称(number and names)、⑤最初の取締役および役員の氏名および住所、⑥株式の数、⑦各株式の額面の価額、⑧各当事会社の資本株式を新設会社の資本株式に転換する方法、⑨取締役および役員が何時どのようにして選任されるかなどが規定されなければならない(二条一号)。この契約は、各当事会社の株主総会に付議される。総株主の総投票の三分の一(two-thirds of all the votes of all the stockholders)以上の賛成を得た上で、この契約書等が州務局に綴り込まれると合併の効力が生じる(二条二号)。以上の手続が採られると、当事会社は合併契約で定められた商号を有する一つの会社であるとみなされる(三条)。合併が完了すると、新設会社は当事会社の権利義務関係を承継する(四条)。債権者の権利および当事会社の財産に対する担保権は害されではなく、これらを維持するため各当事会社は存続しているものとみなされる。他方で、当事会社の債務または責任は、新設会社に引き継がれ、新設会社またはその有する財産に対しても強制することができる。係属中の訴訟は合併により中断または終結することではなく、終局判決まで至り得るし、申立てに基づき裁判所の決定で新設会社に承認させる(五条)。合併に際して、運賃を値上げすることは許されない(七条)。平行または競合する路線(parallel or competing lines)を有する会社は、この法律に基づき合併を行なうことができない(九条)。

以上のような規定の内容や文言から見ると、この法律は、一八六五年法六一四号と一八六六年法六七二号を基礎としつつ、それらを洗練させたものであった。¹⁴³ 但し、この法律でも株式買取請求権に関する規定が欠けている。立法者の主たる関心はむしろ、運賃の値上げを禁止したり、競争を制限することによる合併を制限するなど、公共的な規制に向けられていたようである。

2 一八七五年法による適用範囲の拡大

一八六九年に一般法律が制定された後も、合併を授權する個別法律が制定されなくなつた訳ではなかつた。鉄道会社の合併につき二元制度⁽⁴⁹⁾が採られていたことになる。

個別法律の形で合併が授權されたものには、一八七〇年法七八四号⁽⁵⁰⁾などがある。これは、特定の二つ鉄道が路線を延長して相互に接続させた上で、鉄道会社が合併することを認めたものようである。一八六九年合併法は合併により路線が連続する場合にのみ合併を認めていたから、路線を延長して初めて路線が連続する場合については当然に認められるものではなかつたからである。⁽⁵¹⁾

このような不便を解消するためか、一八七五年には、合併後直ちに当事会社の路線が連続しなくとも、路線を延長して接続することが予定されていれば、合併を行なつてもよいとする法律が制定された。⁽⁵²⁾この法律は非常に簡素なもので、手続等は一八六九年合併法などを準用する形式を採つてゐるほどであるが、運賃に關しては慎重な態度を示しており、既存の法律に何ら影響を与えるものではないことが明記されている。

なお、右の一八七五年法は、全ての鉄道会社に合併の権限を一般的に与えたものではなく、ニューヨーク州の一般法律に基づいて設立された鉄道会社のみを対象としていた。従つて、個別法律に基づいて設立された鉄道会社は、この法律の恩恵を受けることができなかつた。その後、一八八三年に同法が改正され、全ての州内会社に合併が認められることになつた。⁽⁵³⁾

3 一八六九年鉄道会社合併法のその後の改正

一八六九年鉄道会社合併法に対しても、部分的な改正がなされた。⁽⁵⁴⁾

一八八〇年改正⁽⁴⁵⁾では、合併契約の内容に関して、以下の二点が追加して規定された。第一に、新設会社の資本株式は合併当事会社の資本株式の和を超えてはならない。第二に、合併の対価としてまたはそれに関連して、いかなる社債またはその他の債務の証拠(bonds or other evidences of debt)も発行されではならない⁽⁴⁶⁾。

一八八一年改正⁽⁴⁷⁾では、合併後に連続または接続する路線(continuous or connected line)は、支線なし一部の路線であつても構わないものとされた。おそらくは、各鉄道会社の路線が長距離に及ぶようになり、あるいは、支線が建設され路線が单一ではなくなつていたため、いのうな措置が必要とされたのであろう。路線の拡大に際しては、一八六九年法に依拠した度重なる合併も寄与したであろうから、その意味では、いの改正は一八六九年法の成長過程で不可避であつたと見るにとどめやう。

(44) 鉄道会社の合併に関する一般法律の初期の動きについては、Freeland, *supra* note 3, at 684 n. 48が参考になり、本稿もこれに負うところが大きい。

(45) An Act authorizing the consolidation of certain railroad companies, ch. 917, 1869 N.Y. Laws 2399.

(46) 実際の規定では、「資本株式、営業権および財産を、他の鉄道会社……の資本株式、営業権および財産と併合⁽⁴⁸⁾(merge and consolidate its capital stock, franchises and property with the capital stock, franchise and property of any other railroad company...)」と表現がなされる。

(47) 第三条では、特定の鉄道会社(New York Central Railroad Company)の運賃についても規定されており、一マイルあたり一セントを超えることはできないと定めてある。両法については、II-3を参照。

ニユーヨーク州での会社設立に関する二元制度については、伊藤(有限責任)・前掲注(2)一九巻一号九八頁を参照。

- (50) An Act to authorize the New York and Oswego Midland Railroad Company to consolidate with other railroad companies, and for other purposes, ch. 794, 1870 N.Y. Laws 2087.
- (51) 路線を延長した後に「一八六九年法に基いて合併を行なはなければだけの所へ」が、路線の延長のものに許可が必要であるのかもしけず、たやすい」といとはなかつたのかもしない。ふへふへ、ふへだらぬとするなどば、一八七〇年法七八四号の主たる意義は路線の延長にある、合併に關する部分は確認的である。たゞお詫び得る。同様の法律として、例へば、An Act to authorize the extension of the track of the East New York and Jamaica Railroad Company, and the consolidation of Jamaica and Brooklyn Plankroad Company and the East New York and Jamaica Railroad Company, and any other Railroad Company running in the county of Kings, ch. 224, 1871 N.Y. Laws 452 ある。
- (52) An Act in relation to railroad corporations, ch. 108, 1875 N.Y. Laws 96.
- (53) An Act to amend chapter one hundred and eight of the laws of eighteen hundred and seventy-five, entitled "An act in relation to railroad corporation", ch. 387, 1883 N.Y. Laws 565.
- (54) See Charles T. Haviland, A Concise Treatise on the Law of Corporations Having Capital Stock 74-75 (1890).
- (55) 八七五年には、リバーリーク州の鉄道会社の合併を認める法律が制定された。(An Act relating to the consolidation of certain railroad companies, ch. 256, 1875 N.Y. Laws 248)。しかししながら、一八六九年法に依拠してゐるのではなく合併を行なへるが問題であつたりしからず、不必要な立法であつたとの指摘がなされてゐる(Freedland, supra note 3, at 684 n. 48)。
- (56) An Act to amend section two of chapter nine hundred and sixty-nine, entitled "An act authorizing the consolidation of certain railroad companies", ch. 94, 1880 N.Y. Laws 208.
- (57) 「その額面價 (at the par value thereof)」である事が付かれてもが、それが具体的には何を意味するかは明ふかでない。立法趣旨は必ずしも明ふかでないが、合併後の会社の債権者の保護に資する面があつてそれを指摘せらるべ。なお、この点は、

合併対価の種類に直接関係するようでもあり、その意味では、締め出し合併が許容されるかという問題意識からは興味深い（前掲注⁽¹²⁾参照）。

⁽⁵⁸⁾ An Act to amend chapter nine hundred and seventeen of the laws of eighteen hundred and sixty-nine, entitled "An act authorizing the consolidation of certain railroad companies", ch. 685, 1881 N.Y. Laws 921.

五 一般法律の統合

一八八〇年代まで、鉄道会社に関する合併法は、鉄道会社の設立や運営に関する法律とは別の法律の形で発展してやめた。また、合併に関する法律だけについてみてても、一八六九年鉄道会社合併法を基礎としている、これを補う形の立法もなされており、かなり複雑な構造になっていた。

鉄道会社以外の事業会社法についても同様の事情が存在したようであり、散在する諸規定を統合する動きが一八九〇年から活発になった。同年には、一般会社法(General Corporation Law)、株式会社法(Stock Corporation Law)、鉄道法(Railroad Law)、運送会社法(Transportation Corporation Law)、事業会社法(Business Corporation Law)が、それぞれ法五十六二号ないし五六七号として制定された。⁽⁵⁹⁾ いわば、鉄道法の合併に関する規定のみを概観するところよう。一八九〇年鉄道法は、一般法律第三十九編(Chapter XXXIX of the General Laws)として位置付けられており、合併規定は、「第二章 新設合併、賃貸、譲渡、組織変更(Article 3. Consolidation, Lease, Sale, Reorganization)」の一部をなしている。

州内で鉄道を業とする州内会社⁽⁶⁰⁾は、既存の路線の全部もしくは一部(支線)または建設中の路線が連続または接続す

る」とになる場合に、その資本株式、営業権および財産権を、州内または州外の他の鉄道会社のそれらと合併する

(merger and consolidate)「」とがである。路線が直接繋がる場合はもちろん、橋またはフェリーによって架橋される場合であつてもよい(七〇条)。この規定は、一八六九年鉄道会社合併法一条を基礎としつゝ、一八八一年の改正と、一

八七五年法および同法の一八八三年改正による適用範囲の拡大をも盛り込んだものである。

合併のためには、当事会社の取締役が合同契約を締結しなければならない。この合併契約では、①合併の条件、②合併を遂行する方法、③新設会社の商号、④新設会社の取締役その他の役員の人数および名称(number and names)、⑤最初の取締役および役員の氏名および住所、⑥株式の数(number of shares of the capital stock)、⑦各株式の額面の価額、⑧各当事会社の資本株式を新設会社の資本株式に転換する方法、⑨取締役および役員が何時どのようにして選任されるか、などが記載されなければならない。新設会社の資本株式は当事会社の資本株式の和を超えてはならない。合併の対価としてまたはそれに関連して、いかなる社債またはその他の債務の証拠も発行されてはならない(七一条一号)。この規定は、一八八〇年に改正された一八六九年鉄道会社合併法二条一号を承継したものである。

合併契約は、各当事会社の株主総会に付議される。そこで、総株主の三分の一以上で総株式の三分の一以上にあたる株式を有する株主(at least two-thirds of all the stockholders and owning at least two-thirds of all the stock)の賛成が得られれば、契約書等が州務局に綴り込まれ、その時に合併の効力が発生する(七一条一号)。一八六九年鉄道会社合併法二条一号を基礎としつゝ、決議要件を加重したものであるが、これは一八八〇年の改正でもなされなかつた修正であり、統合の際に内容面での変更がなされたものようである。所定の手続が採られる、当事会社は合併契約で定められた商号を有する一つの会社であるとみなされるが、新設会社は当事会社の制限、責任または義務から免れられるものではない(七一条一号)。一八六九年鉄道会社合併法三条参照)。

合併が完了すると、新設会社は当事会社の権利義務関係を承継する（七二条。一八六九年鉄道会社合併法四条参照）。債権者の権利および当事会社の財産に対する担保権は害されはならず、これらを維持するため各当事会社は存続しているものとみなされる。他方で、当事会社の債務または責任は、新設会社に引き継がれ、新設会社またはその有する財産に対しても強制する」とができる。係属中の訴訟は合併により中断または終結する」となく、終結判断まで至り得るし、申立に基づき裁判所の決定で新設会社に承継させる」ともできる（七三条。一八六九年鉄道会社合併法五条参照）。平行した場合は競合する路線を有する会社は、合併する」とができない（八〇条。一八六九年鉄道会社合併法九条参照）。

この法律においても、反対株主の株式買取請求権に関する規定は設けられていないようである。

以上のように、一八八〇年鉄道法は、一八六九年鉄道会社合併法を基軸とする諸法を内容面で大きな修正を加える」となく統合したものである。その後、ニューヨーク州では、一九一〇年に鉄道法を含む全ての法律の公式の統合を完了し⁶³、それが現在の法体系の基盤となっている。これ以後の経緯も興味深いが、本稿の射程をこえる。

(63) Freedland, *supra* note 3, at 686, 701.

An Act in relation to railroads constituting chapter thirty-nine of the general laws, ch. 565, 1890 N.Y. Law 1082.

(61) (60) (59) 正確には、ニューヨーク州の法律に基づいて組織された(organized)会社、または、同州および他州の法律に基づいて組織された会社である。

(62) 正確には、ニューヨーク州の法律、同州および他州の法律または他州の法律に基づいて組織された会社である。
Freedland, *supra* note 3, at 686.

六 結語

以上で一九世紀における鉄道会社の合併規定の変遷を辿つてきただが、最後のまとめとして、次の四点を確認しておくことにしよう。

第一に、合併の手続に関する規定は、直線的なようではラツキのある発展を遂げていた。すなわち、立法当初の一八五〇年法二三六号には既に、比較的よく整理された規定が設けられており、この法律が後の立法で大いに参考とされたが、他方では、乱雑な体裁の個別法律も散見されるのである。各法律の立法過程にその原因があるのかもしれないが、本稿の考察から得られたことは、結局はよく整理された規定が淘汰していく、時代の要請を汲み取りながら一層洗練されていったという事実である。

第二に、株式買取請求権についても、法律中にそれに関する規定が設けられることもあるれば、設けられないこともありまするといつたように、個別法律の時代には大きな揺れが見られた。一般法律の時代になると一貫性が見られるようになつたが、それは株式買取請求権に関する規定を置かないという態度においてであった。現在の感覚から見れば、この点で、鉄道会社の合併規定は退化していくことと見ることもできよう。⁽⁶⁾

第三に、当事会社の権利義務関係を包括的に新設会社に承継させるという意識が、当初から非常に強かつたことが興味深い。これは驚くべきことであろうが、ニューヨーク州の各種の会社法一般にそうであつたのか、鉄道会社に固有の事情であったのかは今後の研究を待ちたい。もつとも、「債権者の権利が害されないものとする」とか、「新設会社は消滅会社の義務を承継する」との規定が設けられていても、新設会社は全ての義務を承継するものとは解釈されないと指摘もある。⁽⁶⁾ 一当事会社の債権者にとつては、新設会社が承継した他の当事会社の財産に關し、新設会社は

新しい独立の会社に過ぎず、そのような財産を引き当へとして権利を行使することができないと説くのである。⁽⁶⁶⁾しかしながら、少なくとも鉄道会社の合併に関する限り、規定の内容は現行法とさほど異なつておらず、一般的に論者が指摘するようによく言えるかは検討の余地があろう。⁽⁶⁷⁾なお、当事会社に係属中の訴訟については、早くから特別の規定が設けられており、この点も注目すべきであろう。

第四に、鉄道会社が準公益企業(quasi public corporation)であることから、合併が認められるのは、当事会社の路線が連続することになる場合などに限定されていた。⁽⁶⁸⁾にもかかわらず、他方では、多業種に先立つて合併法が発達したという事実も存在した。鉄道会社の合併法の変遷は、合併の推進と歯止めとの均衡点を探る試みの歴史であったとも言えよう。

本稿での考察の結果は以上のようにまとめる」とができるが、取り扱った範囲は「く限られており、ニューヨーク州以外の法律あるいは鉄道以外の業種の会社に関するものについては十分に言及できず、それらとの相関関係を明らかにすることもできなかつた。また、判例法との関わりや各法律の制定過程について考察する余裕もなかつた。それは今後の課題としたい。

(64) 二〇世紀初頭の株式買取請求権に関する規定の状況については、Noyes, *supra note 6*, at 94-95 を参照。合併に関する株式買取請求権の歴史については、伊藤・前掲注(5)二五八一六二頁参照。

(65) Haviland, *supra note 54*, at 76.

(66) ニューヨーク州の判決を引用する(Prouty v. L.S. & M.S.R.Co., 52 N.Y. 363)°

(67) なお、アメリカでの合併の際の債権者保護につき、田村謹之輔「会社合併における債権者保護(一・完)」上智法学論集一八卷二号八七頁八三頁、八四頁注(1)(一九七五年)、柴田・前掲注(2)一〇五卷七号九四一一七三頁参照。

(68) 「」これらはニューヨーク州に特有な事情ではなく、「」のよつた制限が課されるのが一般的な傾向であった。See generally Noyes,
supra note 6, at 49-55.